

高齢者住宅改修費支援サービス事業 申出チェックシート

該当する□にチェック(☑)をいれてください。

申出前の確認事項(対象高齢者について)

- ☐ 千葉市内在住である。
- ☐ 65歳以上である。
- ☐ 要介護 または 要支援 の認定を受けている。
- ☐ 対象高齢者と生計を一にする方全員の市民税所得割額が、213,000円以下である。
- ☐ 今回の申請は初めてである。(過去に同様の申請をしたことがない)
- ☐ 今回申請する住宅の改修が、着工前である。
- ☐ **改修をする業者が、「千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録一覧」に登録されている。**

※市民税所得割額の状況と施工業者の本社所在地によって、助成割合が決まりますのでご注意ください。

市民税所得割額	非課税 所得割額0円	143,000円以下		143,001円以上 213,000円以下	
施工業者の 本社所在地	市内・市外	市内	市外	市内	市外
助成割合	2/2	2/3	1/2	1/3	1/4

- ☐ 身体障害者手帳(1・2級)を持っていない。
- ☐ 療育手帳(㊤からAの2)を持っていない。

※こちらの手帳をお持ちの場合は、「重度心身障害者住宅改造費助成事業」をご利用できます。障害支援班へご相談ください。

必要な書類

- ☐ ①高齢者住宅改修費助成対象費用確認申出書(様式第1号)
- ☐ ②改修見積書(写し可)
- ☐ ③製品のカタログ(写し可) ※不足がないよう、該当製品分が添付されているかご確認ください。
- ☐ ④平面図、断面図(段差解消工事)、立面図・展開図(手すり設置工事)など必要により提出
- ☐ ⑤工事箇所すべての改修着手前の写真(写真番号・撮影日入り・カラー)
- ☐ ⑥調査同意書(様式第1号の2) **※対象となるご家族皆様について、それぞれのご署名や印鑑が必要です。**
- ☐ ⑦高齢者状況票
- 【介護保険併用の場合】
- ☐ ⑧介護保険住宅改修見積書(写し可)
- ☐ ⑨住宅改修が必要な理由書(介護保険用は原本。高齢者住宅改修用は写し可)
- 【公営住宅の場合】
- ☐ ⑩模様替承認書(写)
- ☐ ⑪入居証明書(原本)
- 【公営住宅以外の借家の場合】
- ☐ ⑫住宅所有者の承諾書(写)
- ☐ ⑬賃貸借契約書(写)
- 【集合住宅の場合(持家・借家どちらも)】
- ☐ ⑭管理組合の承諾書(写し可)

ご提出前に。。

- ☐ 対象高齢者やご家族の中に、被扶養・転入等の理由により税情報が千葉市にない方や、未申告の方がいらっしゃる追加書類をお願いすることになり、大変お時間がかかります。可能性のある方は申出時にお知らせください。
- ☐ 署名・印鑑の漏れがないかご確認ください。
- ☐ 鉛筆や消すことが出来るボールペン等、訂正が可能な物で書かれた書類は受付出来ませんので、ご注意ください。

※この「申出チェックシート」は提出不要です。

対象高齢者 氏名

記入者 氏名
(チェックをした方)